

神栖市

新型インフルエンザ等対策行動計画

神 栖 市

(平成 26 年 9 月)

目 次

1 はじめに	1
（１）新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
（２）新型インフルエンザ等行動計画について	2
（３）対象とする新型インフルエンザ等感染症について	3
2 基本方針	4
（１）新型インフルエンザ等対策の目的	4
（２）新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
（３）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
（４）新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	8
（５）対策推進のための役割分担	10
（６）行動計画の主要 6 項目	13
（７）発生段階	21
3 各段階における対策	22
1. 未発生期	22
（１）実施体制	22
（２）サーベイランス・情報収集	23
（３）情報提供・共有	23
（４）予防・まん延防止	25
（５）医療	26
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保	28
2. 海外発生期	29
（１）実施体制	29
（２）サーベイランス・情報収集	30
（３）情報提供・共有	30
（４）予防・まん延防止	31
（５）医療	31
（６）市民生活及び市民経済の安定の確保	33

3. 国内発生期（県内未発生期）	34
（1）実施体制	34
（2）サーベイランス・情報収集	35
（3）情報提供・共有	36
（4）予防・まん延防止	37
（5）医療	39
（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	40
4. 県内発生早期	41
（1）実施体制	41
（2）サーベイランス・情報収集	42
（3）情報提供・共有	42
（4）予防・まん延防止	43
（5）医療	45
（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	46
5. 県内感染期	48
（1）実施体制	48
（2）サーベイランス・情報収集	49
（3）情報提供・共有	49
（4）予防・まん延防止	50
（5）医療	52
（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	53
6. 小康期	55
（1）実施体制	55
（2）サーベイランス・情報収集	55
（3）情報提供・共有	56
（4）予防・まん延防止	56
（5）医療	57
（6）市民生活及び市民経済の安定の確保	57

資料1 特定接種の対象となる業種・職務について	59
資料2 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	68
用語解説	72

第1 はじめ

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年4月13日から施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものである。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 新型インフルエンザ等行動計画について

国、茨城県（以下「県」という。）、本市においては、これまでも、「新型インフルエンザ行動計画」を策定し、必要に応じて、見直しを行ってきた¹。

こうした中、平成 21 年(2009 年)に新型インフルエンザ(A/H1N1)が確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年間で患者数は、約 2 千万人と推計されたが、入院患者数 1.8 万人、死亡者数 203 人²（死亡率 0.16【人口 10 万人対】³）と諸外国と比較して低い水準にとどまった。

また、県においては、患者数は、約 41 万人と推計され、入院患者 279 人、死亡者数 5 人（死亡率 0.17【人口 10 万人対】）であった。

この対策実施を通じて、得られた多くの知見や教訓等⁴を踏まえ、平成 24 年 5 月に、病原性の高い新型インフルエンザと同等の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

そして、特措法第 6 条に基づき、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、特措法第 7 条に基づき、平成 26 年 2 月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

そこで、本市においても、政府行動計画及び県行動計画との整合性を図りながら、特措法第 8 条の規定により、「神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要があることから、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の変更等に準じて適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

¹ 国、県、本市の各行動計画の策定・見直しの時期は、次のとおり。

国：平成 17 年(2005)に策定し、平成 19 年(2007)10 月及び平成 21 年(2009)2 月に見直しをしている。

県：平成 17 年(2005)に策定し、平成 20 年(2008)2 月及び平成 23 年(2011)11 月に見直しをしている。

本市：平成 21 年(2009)10 月に策定し、平成 22 年(2010)4 月に見直しをした。

² 平成 22 年(2010 年)9 月末時点のもの

³ 各国の人口 10 万対死亡率：カナダ 3.96、豪州 0.93、英国 0.76、フランス 0.51。ただし、定義が異なるため、一義的に比較対象とならないことに注意。

⁴ 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果として、国は「厚生労働省新型インフルエンザ対策(A/H1N1)総括会議報告書」、県は「新型インフルエンザ(インフルエンザ A/H1N1 2009)対策報告書」に取りまとめている。

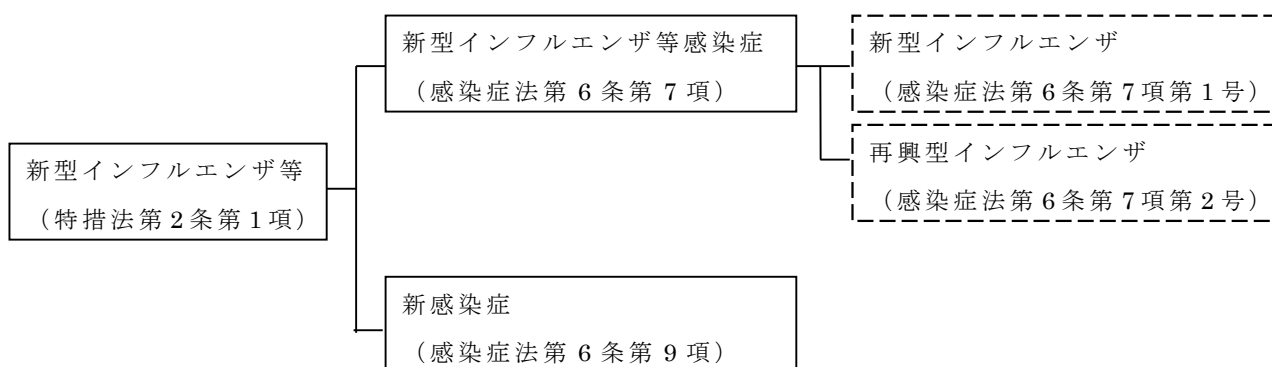
鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、国・県と連携し、対応するものとする。

3. 対象とする新型インフルエンザ等感染症について

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ⁵」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

<参考>



※ 社会的影響が大きなものに限定される。(特措法第2条第1号)

⁵ 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

第2 基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また発生そのものを阻止することは不可能であり、世界中のどこかで発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

また、病原性が高くまん延の恐れがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、生活及び経済に大きな影響を及ぼす恐れがある。

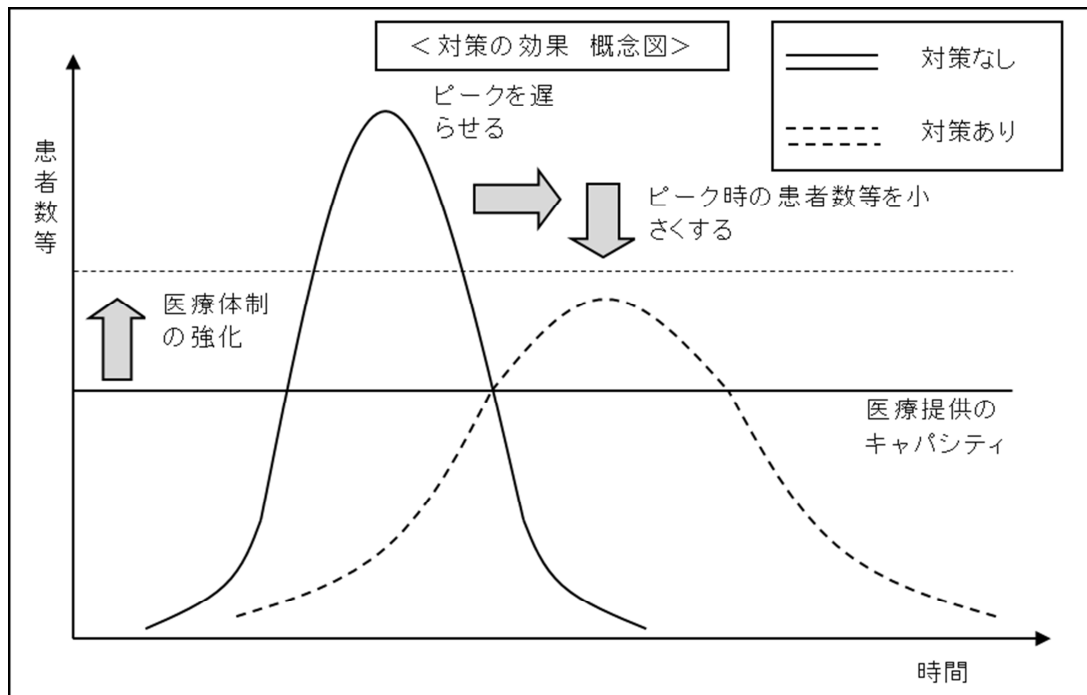
そこで、本市では、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の許容範囲を超えてしまうことを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的とし、国・県及び医師会等をはじめとした医療機関や近隣市町村と連携し、対策を講じていくものとする。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にする。(次ページ概念図参照)

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、医療提供の許容範囲を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らし、健康被害を最小限にする。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成及び実施等により、医療の提供の業務、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

政府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるようにしている。

また、県行動計画においても、科学的知見や県内の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしている。

そこで、本市においても、国・県の考え方を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、「第3 各段階における対策」において、発生段階ごとに記載する。)

- 発生前の段階では、市民への手洗い・うがい等の感染予防策の啓発や地域における医療体制の整備、マスク等物資の備蓄、要援護者の把握など、発生に備えた事前の準備を行っておく。
- 海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、市民への情報提供を行い、県内・市内での発生に備え、対策実施のための体制に切り替えるとともに、国内の侵入を防ぐことが不可能であるということ为前提として、対策を講じることが必要である。

なお、国・県においては、国内の万全の体制を構築するため、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要となる。

- 県内発生当初の段階では、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定した対策を実施し、常に新しい情報を収集しながら対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

また、本市は、県境に位置していることを踏まえ、千葉県内での発生に関しても注視し、県内発生当初以降の対策を講じることとする。

- 県内で感染が拡大した段階では、国・県等と連携しながら、感染拡大防止対策から医療体制の維持に移行していくこととする。
また、市民生活・市民経済の維持のために必要なライフライン等の事業活動の継続を図る。なお、社会の状況等に応じて、臨機応変に対処していくものとする。

市民の生命及び健康に重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、学校・保育施設を含む公共施設の使用制限などの医療対応以外の感染対策と、市民へのワクチン接種を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことが重要であり、新型インフルエンザ等のまん延により、医療体制の限界や社会的混乱が生じるおそれがある。

なお、国、県、市等による対策だけでは限界があるため、事業者や市民一人ひとりが、手洗い・うがい等の感染予防や不要不急の外出を控える等の感染拡大防止対策、日用品の備蓄などの準備を行うことが必要である。

特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

市行動計画は、本市としての対策の基本的な方針等及び認識を示すものであり、対応マニュアル等を基に具体的な対策を行っていくものとする。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市では、新型インフルエンザ等の発生に備え、発生したときに、国・県等と、特措法その他法令、それぞれの行動計画及び業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重について

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。特に市民の権利と自由に制限を加える場合、その制限は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最低限のものとする。なお、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対し十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザ薬等の対策が有効であるなど、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないことも考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

本市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

○特措法第36条

市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する上で特に必要と認める場合は、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。

(4) 記録の作成・保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、せきといった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられているが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合は、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たり、有効な対策を考えるための被害想定として、国・県の行動計画で用いられている患者数等の流行規模に関する数値⁶を参考とするが、一つの例として、次のとおり推計⁷した。

○全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合

・外来患者数の試算

	神栖市	茨城県	全国
人口	9万4461人	約300万人	約1億2700万人
外来患者数	約9,800～18,300人	約31～58万人	約1,300～2,500万人

・入院患者数及び死亡者数の試算

	神栖市		茨城県		全国	
	中程度	重度	中程度	重度	中程度	重度
入院患者数	410人	1,520人	13,000人	48,000人	53万人	200万人
死亡者数	130人	480人	4,000人	15,000人	17万人	64万人

前提条件

- ① 神栖市の人口：平成25年12月末日現在の人口
- ② 神栖市の外来患者数、入院患者数、死亡者数：県の外来患者数、入院患者数及び死亡者数に人口按分して推計
- ③ 中程度：アジアかぜ（1957年）の発生規模から推計（数値は県行動計画から）
- ④ 重度：スペインかぜ（1918年）の発生規模から推計（数値は県行動計画から）

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

また、この被害想定を参考に、未知の感染症である新感染症を含めた対策を検討・実施することとなるため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

⁶ 国、県において、米国疾病予防管理センター（CDC）の推定モデル（FluAid2.0 著者 Meltzerら 2000年7月）を用いて推計している。

⁷ 推計値は、今までのインフルエンザ等のデータを参考に、中程度がアジアかぜ（致命率0.53%）、重度がスペインかぜ（致命率2.0%）として算出した。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響としては、国民の25%が約8週間の流行期間で順次り患し、ピーク時(約2週間⁸)には、従業員自身のり患のほか、家族の世話や看護等(学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など)のため、最大40%程度が欠勤すると想定される。

5. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務がある。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

さらに、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進し、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定し、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ対策を進める。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

対策の実施に当たっては、国や近隣都県、市町村、医療機関、医師会等関係機関と緊密な連携を図り、また、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には、市町村間の調整を行う。

⁸ 国、県行動計画と同様に、米国・カナダの行動計画におけるピーク期間の設定に合わせた。

(3) 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

なお、対策の実施に当たっては、県や近隣市町村、医療機関、鹿島医師会等関係機関と緊密な連携を図る。

そこで、新型インフルエンザ等の発生前は、国・県の行動計画等を踏まえ、市行動計画及び対策ガイドライン等を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

また、新型インフルエンザ等が発生した後、緊急事態宣言が発出した場合は、国・県・近隣市町村と連携を図るとともに、特措法に基づき、市対策本部を設置し、国・県の対策全体の基本方針を踏まえた予防接種の実施や、要援護者への生活支援等の対策を進める。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、健康被害を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染の予防対策や必要となる医療資器材の確保等に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供ができるように、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備等の準備に努める。

なお、発生時においては、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療の提供に努める。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務がある。

（６）登録事業者の役割

医療の提供の業務、又は、国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するように努める。

（７）一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生に備えて、職場における感染を防止する対策を行うことが必要である。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する等が望まれ、多数の方が集まる事業を行う事業者については、感染を防止するための対策を徹底して行うことが必要である。

（８）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、個人レベルにおいても、マスクの着用⁹・咳エチケット・手洗い・うがい¹⁰等の感染対策、食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

なお、新型インフルエンザ等の発生時には、本市をはじめ、国・県が提供する情報（発生の状況、実施されている予防接種などの対策など）を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を行う。

⁹ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等と組み合わせにより一定の効果があつたと報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

¹⁰ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

6. 行動計画の主要6項目

市行動計画においては、政府行動計画及び県行動計画に準じ、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にする」と「市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にする」ことを達成するための対策として、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止¹¹」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保」の6項目に分ける。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが必要である。

本市の実施体制としては、新型インフルエンザ等が発生する前から、関係部局と事前に対策の取り組み状況を確認しながら、連携を図っていく。

また、国が政府対策本部（特措法第15条）を、県が県対策本部（特措法第22条）を設置した場合、市は必要に応じて市対策本部を設置し、必要となる新型インフルエンザ等対策を実施する。

さらに、新型インフルエンザ等の状況により、国が緊急事態宣言（特措法第32条）を発出した場合には、市対策本部（特措法第34条）を設置し、市行動計画に基づく対策等の必要な措置を講じていく。

¹¹ まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）からの感染の拡大を完全に防ぎ止めることは、不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を効果的に実施するためには、国及び県等の関係機関が実施するサーベイランスにより、いずれの段階においても、様々な情報を収集・分析し、判断を行い、またその結果を関係者に迅速かつ定期的に情報提供を行う。

なお、サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域の医療体制等の確保に活用し、また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や死亡者、重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つように、医療機関等関係者に情報提供を行う。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

危機管理に関わる重要な課題という共通の認識のもと、国、県、市、医療機関、事業者、個人がそれぞれの役割を理解し、十分な情報をもとに判断し適切な行動をとることが重要である。そのためには、対策の全ての段階、分野において各主体間でのコミュニケーションが必須である。なお、一方向の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握まで含むことに留意する。

② 情報提供手段の確保

外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、出来るだけ理解しやすく迅速な情報提供を行う。

③ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生時において正しく行動してもらうため、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを収集し、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供を行い、十分に認識してもらうことが重要である。

なお、学校などの教育施設・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等関係各部署と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供をしていく。

④発生時における市民等への情報提供及び共有

○発生時の情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階（P21参照）に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝える。また誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

なお、市から直接、市民への情報提供を行う手段として、広報紙やホームページ、メールマガジン等を活用する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図る。

⑤情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。また、適時適切に情報を共有するための方策を検討する。

また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活用する。

(4) 予防・まん延防止

① 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策を行うことによって、感染拡大を抑制し、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数を最低限にとどめることで、医療体制が対応可能な範囲内におさめることができる。

② 主なまん延防止対策

国内発生の初期の段階から、個人個人が、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染防止対策を実施するように促す。

また、地域や職場においては、季節性インフルエンザの感染防止対策をより強化して実施する。

なお、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や、市の施設の使用制限を行う。

③ 予防接種

a. 特定接種

特措法第28条に基づき、政府対策本部長が、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に緊急の必要があると認めるときに、臨時で行われる予防接種である。

なお、特定接種の対象となり得る者の範囲や実施順等に関し、発生状況等に応じて柔軟に決定され、発生時に速やかに接種体制を整備するため、政府行動計画において、基本的な考え方を整理している。

・対象と実施主体

対象	実施主体
登録事業者（医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けている者）のうち、これらの業務に従事する者	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	都道府県及び市町村

- ・接種順位
 - ① 医療関係者
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者を含む）
 - ④ それ以外の事業者

- ・接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員は、市が、原則として集団接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

b. 住民接種¹²

住民接種は、市を実施主体とし、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法 46 条に基づき、予防接種法第 6 条 1 項の規定による予防接種（臨時の予防接種）として実施する。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合においては、予防接種法第 6 条 3 項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行うこととなる。

政府行動計画では、接種順位は、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としている。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定することとなっている。

- ・住民接種の対象者

以下の 4 群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者

- ・ 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・ 基礎疾患を有する者¹³
- ・ 妊婦

¹² 住民接種は、特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法 46 条に基づく住民に対する予防接種または予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種をいう。）を開始できないというものではない。

¹³ 基礎疾患により、入院中または通院中の者をいう。平成 21 年に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準（手引き）」を参考に発生した新型インフルエンザ等の病状等を踏まえ、発生時に基準を示す。

② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者

- ・ ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

・ 接種順位

新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、決定する。

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

■ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者

■ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者

■ 小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

■ 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者

■ 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

■成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

■高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

・接種体制

住民接種は、市が実施主体として、原則として集団接種により実施するため、円滑に行えるよう、未発生期から接種体制を整備する。

・留意点

危機管理事態における「特定接種」及び「住民接種」の2つの予防接種全体の実施のあり方は、発生した新型インフルエンザ等の病原性、医療提供、国民生活及び国民経済の状況等に応じて政府対策本部において決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があるため、新型インフルエンザ等発生時に提供できる医療体制の整備にあたっては、医療機関及び医療従事者への具体的な支援の検討や情報収集が必要となる。

①発生前における医療体制の整備

市は、保健所を中心として、医師会・歯科医師会・薬剤師会・中核的医療機関（二次救急病院）等の医療機関・近隣市町村・鹿島地方事務組合等の関係機関と、医療体制の整備や情報収集について、連携を密にしておくものとする。また、県の要請に応じ、県及び関係機関と密接に連携を図りながら、医療や搬送体制の整備及び帰国者・接触者外来リスト化の協力を行うとともに、相談センターの設置の準備を行う。

②発生時における医療体制の維持・確保

県内発生当初には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効であることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者は、感染症指定医療機関、又は、協力医療機関等へ入院することになる。

また、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生当初は、「帰国者・接触者外来」が設置されるが、新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全ての医療機関において院内での感染防止策を講じる必要がある。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

なお、帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等（県内感染期）には、一般の医療機関（内科、小児科等の通常感染症の診療を行う全ての医療機関）において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う体制に切り替える

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民が患し、各地域での流行が約８週間程度続くと言われており、本人のり患だけでなく、家族のり患等によって、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるように、市・医療機関・事業者等は事前の準備を行う。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等の発生段階については、県行動計画と同様に6つの段階を設け、各段階に応じた対応ができるよう整理する。

<市・県と国の発生段階>

市・県行動計画		政府行動計画
発生段階	状態	発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
国内発生早期 (県内未発生期)	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び千葉県東総地域 ¹⁴ では、患者が発生していない状態	国内発生早期
県内発生早期	県内及び千葉県東総地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期	県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少に至るまでの時期を含む	国内感染期
小康期	県内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

※千葉県と隣接する神栖市の地域性を考慮し、市行動計画では、県行動計画における各発生段階の状態に、千葉県東総地域を加えた。

¹⁴ 市行動計画で定義する千葉県東総地域とは、「銚子市、東庄町、香取市、旭市、匝瑳市、多古町、神崎町」とする。

第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1. 未発生期

●状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。
●目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えて体制の整備を行う。 ・ 関係機関との連携の下に情報収集に努める。
●対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

①行動計画等の作成

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直す。(健康増進課・関係機関)

②体制の整備及び連携強化

- ・市は、市内の体制を整備・強化し、関係課等と協議を通じ、全庁的な初動対応体制を確立するとともに、発生時に備えた対応マニュアル及び業務継続計画を作成する。
(健康増進課・関係機関)
- ・市は、県及び近隣市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する¹⁵。(健康増進課・関係機関)

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・市は、国・県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。(健康増進課)

②サーベイランス

- ・市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級及び学校閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
(健康増進課・こども課・学務課・保育所・幼稚園・学校等)

(3) 情報提供・共有

①継続的な情報提供

- ・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(健康増進課・市民協働課・行政改革推進課)
- ・市は、季節性インフルエンザに対してもマスク着用・手洗い・うがい等、個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康増進課)

¹⁵ 特措法第12条：行動計画に定めるところにより、国・県その他指定行政機関等と共同して、訓練に努めることとなっている。

②体制整備

- ・ 市は、コミュニケーションの体制整備として、以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

【情報提供の内容】

- ・ 対策の決定プロセスや対策の理由
- ・ 個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容
- ・ 対策の実施主体の明確化

【広報媒体】

- ・ 新聞等のマスメディア活用
- ・ 情報の受け手に応じた利用可能な複数の媒体・機関の活用

イ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して、分かりやすく継続的に情報提供を行う体制を構築する（広報担当者を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。

ウ 情報の受取手の反応や必要としている情報を常に把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。

エ 関係機関等とメールや電話を活用し、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。さらに、インターネット等を活用した情報提供のあり方を検討する。

オ 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。

（健康増進課・行政改革推進課・市民協働課）

(4) 予防・まん延防止

①対策実施のための準備

ア 個人における対策の普及

- a. 市は、基本的な感染対策に関する知識の普及及び理解の促進を図る。(市民協働課・行政改革推進課・保健福祉部各課・教育委員会)

【平時における感染対策】

- ・マスクの着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける など

【感染が疑わしい場合の感染対策】

- ・帰国者・接触者相談センター¹⁶へ連絡する
- ・感染を広げないように不要な外出を控える
- ・マスク着用等の咳エチケットを行う など

- b. 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請についての理解促進を図る。(市民協働課・行政改革推進課・保健福祉部各課・教育委員会)

イ 地域対策・職場対策の周知

- ・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染対策(季節性インフルエンザ対策と同様)について周知を図るための準備を行う。(商工観光課・健康増進課)
- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(健康増進課・施設を所管する課等)

¹⁶ 県において設置する。海外発生期から国内発生早期までに設置することとなっている。

② 予防接種

ア 特定接種

市は、特定接種の対象となりうる職員に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

なお、国及び県から要請があった場合は、事業者の登録業務等に協力する。（健康増進課・職員課）

イ 住民接種

- ・ 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条、又は、予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかに接種する体制を整備する。（健康増進課）
- ・ 市は、円滑な接種の実施のため、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市以外の市町村における接種が可能となるように努める。（健康増進課・関係機関）
- ・ 市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国・県・医師会・学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種時期の周知及び予約等、接種対象者に応じた具体的な実施方法について準備を進める。（健康増進課・教育委員会）

ウ 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。（健康増進課）

(5) 医療

① 地域医療体制の整備

市は、県と連携し、市域の実情に応じた医療体制の整備及び確保に協力する。（健康増進課・関係機関）

② 県内感染期に備えた医療の確保

- ・市は、県等からの要請に応じて、県内感染期に備えた医療の確保に関する対策に協力する。（健康増進課）

【県内感染期に備えた県の対策】

- ・全ての医療機関に対し、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。
- ・帰国者・接触者外来の必要数を把握する。
- ・入院治療が必要な患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ・地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、「入院治療協力医療機関」として、入院患者の優先的な受け入れ体制を整備する。
- ・医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等での医療提供について検討する。
- ・がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ・救急機能を維持するための方策を検討し、感染者に接触する可能性のある搬送従事者（救急隊員等）のための個人防護具の備蓄を消防本部に要請する。

③ 手引き等の周知、研修等

- ・市は、県等からの要請に応じて、次の周知及び研修に関する取り組みに協力する。（健康増進課）

【県の取り組み】

- ・国の策定する手引き（新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者移送等）を医療機関に周知する。
- ・国と協力し、医療従事者等に対し県内発生を想定した研修や訓練を行う。

④医療資器材の整備

- ・市は、県等からの要請に応じて、必要な医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）等の備蓄・整備に協力する。（健康増進課）

⑤医療機関等への情報提供体制の整備

- ・市は、県等からの要請に応じて、新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報等を医療機関及び医療従事者に提供する体制整備に協力する。（健康増進課）

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

①新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市は、県と連携し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともに、その具体的な体制を整備する。（長寿介護課・地域包括支援課・障がい福祉課・こども課・健康増進課）

②火葬能力等の把握

- ・市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（環境課）

③物資及び資材の備蓄等

- ・市は、県及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備する。（健康増進課・防災安全課・公共施設を所管する課等・関係機関）

2. 海外発生期

<p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内（県内・市内）では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の国内（県内・市内）侵入をできるだけ遅らせ、国内（県内・市内）発生の遅延と早期発見に努める。 ・ 国内（県内・市内）発生に備え、体制の整備を行う。
<p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう強力な措置をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、国・県等の関係機関と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 国内（県内・市内）発生した場合には、早期に発見できるよう、サーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内（県内・市内）発生した場合の対策について、市民に的確な情報提供を行う。 ・ 医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内（県内・市内）発生に備えた体制整備を急ぐ。

（1）実施体制

①体制強化等

- ・ 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の公表を受け、関係各課等による会議を開催し、市対策本部の設置¹⁷に向けた準備を進める。（健康増進課・関係各課）

¹⁷ 市対策本部は、特措法第34条に規定される場合に設置するほか、必要に応じて、任意の対策本部として設置できるように行動計画に盛り込んでいる（次ページほか）。

- ・市は、政府対策本部、県対策本部が設置された場合、必要に応じて、市対策本部を設置する。（市対策本部・健康増進課）

（２）サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・市は、国・県等の関係機関を通じて、海外で発生した新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②サーベイランス

- ・市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
（健康増進課・こども課・学務課・保育所・幼稚園・学校等）

（３）情報提供・共有

①情報提供

- ・市は、広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

また、市民に対し、詳細に分かりやすくできる限り速やかに次のとおり情報提供し、注意喚起を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

【提供内容】

- ・海外での発生状況
- ・現在の対策
- ・県内で発生した場合に必要な対策
（対策のプロセス、理由、実施主体の明確化）

【広報媒体】

- ・新聞等のマスメディアの活用
- ・市ホームページ 等

②情報共有

- ・市は、関係機関と連携し、インターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を図る。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

③相談窓口の設置

- ・市は、県の要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国等が作成したQ & A等を参考に適切な情報提供を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、市民からの問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえ、市民や関係機関がどのような情報を必要としているか把握し、次の情報提供に反映する。（健康増進課）

（４）予防・まん延防止

①感染症危険情報の発出等

- ・市は、国が発出した感染症危険情報を受け、渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②予防接種

ア 特定接種

市は、特定接種の対象となりうる職員に対し、集団接種を原則として、本人の同意を得て、特定接種を実施する。（健康増進課・職員課）

イ 住民接種

- ・市は、国等と連携して、全市民が速やかに接種できるように、市行動計画に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築に向けた準備を進める。（健康増進課）

（５）医療

- ・市は、県と連携して、医療に関する対策の情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組み等に協力する。（健康増進課）

【医療に関する県の対策】

- 新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関に周知する。
- 国からの要請を受け、次の医療体制の整備を行う。
 - ・ 発生国からの帰国者や濃厚接触者で、発熱・呼吸器症状等を有する者に対し診断等を行うため、帰国者・接触者外来を整備する。
 - ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関への受診を考慮し、県及び市郡医師会の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
 - ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等患者又は疑い患者と診断された場合に、直ちに保健所に連絡するように要請する。
 - ・ 感染症指定医療機関等の入院治療協力医療機関に対し、入院治療が必要な患者の受け入れ準備を要請する。
 - ・ 県薬剤師会、県医薬品卸業組合に対し、抗インフルエンザウイルス薬等の供給及びその取扱いについて協力を依頼する。
 - ・ 新型インフルエンザ等が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所へ送付し、亜型等の同定を行い、その後、国立感染症研究所で確認する。
- 帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者に対し、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するように周知する。
- 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を収集し、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
- 衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を速やかに整備する。
- 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用等
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握する。
 - ・ 国と連携し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザ薬の予防投与を行うよう、医療機関に要請する。
 - ・ 抗インフルエンザ薬の適正な流通を指導するとともに、

インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

① 事業者への対応

- ・市は、県が実施する、事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の実施準備要請に協力する。（健康増進課・商工観光課・企業港湾振興課）

② 遺体の火葬・安置

- ・市は、県等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境課・健康増進課）

3. 国内発生期（県内未発生期）

● 状態
<ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内及び千葉県東総地域では患者が発生していない状態。
● 目的
<ul style="list-style-type: none"> 県内（市内）での発生に備え、体制の整備を行う。 新型インフルエンザ等の県内（市内）侵入をできるだけ遅らせ、県内（市内）発生が遅延と早期発見に努める。
● 対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であるが、県内（市内）発生をできるだけ遅らせるため、引き続き感染対策を徹底する。 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、県内（市内）発生した場合に備え、医療体制、感染対策、個人ひとりひとりが取るべき行動について、県等と連携して、医療機関、市民、事業者に的確な情報提供を行う。 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整い次第でできるだけ速やかに実施する。

（1）実施体制

①実施体制

- 市は、国内において新型インフルエンザ等の発生との情報を得た場合は、関係各課等による会議を開催、又は、必要に応じて、市対策本部を設置し、情報の集約及び分析を行い、基本的対象方針等を踏まえ、必要な対策を実施する。（市対策本部・健康増進課）

②緊急事態宣言の措置

- ・市は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言¹⁸（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（健康増進課）

<補足>

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の都道府県及びその隣接県が指定される。

ただし、人の流れ等を踏まえ、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合は、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域を指定されることも考えられる。

（２）サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・市は、引き続き、国・県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②サーベイランス

- ・市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状の患者による集団発生状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。
（健康増進課・こども課・学務課・保育所・幼稚園・学校等）

¹⁸ 緊急事態宣言を行うか否かの判断は、「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのあるものとして政令で定める要件（特措法第32条第1項）」として、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比べ相当程度高いと認められる場合とされ、その運用に当たっては、国内外の臨床例等の集積した知見に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価される。

また、「全国的大規模かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれのあるものとして政令で定める要件」として、疫学調査の結果、感染経路が特定できないなどその他感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とされ、県における感染症法第15条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価される。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われる。

（3）情報提供・共有

①情報提供

- ・市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、決定プロセス、理由、実施主体とともに、市民に対し、詳細に分かりやすくできる限り速やかに情報提供を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、次の内容について周知する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

【周知内容】

- 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること
- 個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等）
- 感染疑い、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ・市は、県と連携して、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を集約し、市民や関係機関がどんな情報を必要としているか把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②情報共有

- ・市は、関係機関と連携し、インターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策方針及び状況について関係各課と共有する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

③相談窓口の充実・強化

- ・市は、県の要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を充実・強化し、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定等を踏まえ、適切な情報提供を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

（４）予防・まん延防止

①県内（市内）での感染拡大防止策の準備

- ・市は、県等と連携し、業界団体等を経由し、または、直接、市民、事業所、福祉施設等、学校・保育施設等、公共交通機関等に対し、次の要請を行う。（健康福祉部・商工観光課・企業港湾振興課・教育委員会・その他施設を所管する課等）

【要請内容】

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策の徹底
- 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨
- 職場における感染対策の徹底
- 学校設置者に対し、国の基本的対処方針等に基づく学校・保育施設等の臨時休業等の措置
- 基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策の強化

②予防接種

ア 特定接種

市は、引き続き、特定接種の対象となりうる職員に対し、集団接種を原則として、本人の同意を得て、特定接種を実施する。（健康増進課・職員課）

イ 住民接種

- ・市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた国の基本的対処方針等を確認する。（健康増進課）
- ・市は、市民に対し、接種に関する情報を提供する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、ワクチン（プレパンデミックワクチン、又はパンデミックワクチン）の供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。なお、接種の実施に当たっては、国・県と連携して、保健センター、学校など公共施設の活用や医療機関への委託等により、接種会場を確保し、原則として、市民を対象として集団接種を行う。（健康増進課）

●緊急事態宣言がされている場合

- 市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針等の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康増進課）
- 市は、県が次の要請を行う場合について、協力依頼があったときは、協力する。（健康増進課・施設の所管課等）

【県の要請内容】

- ・特措法第45条第1項に基づき、まん延防止に効果があると考えられる区域及び期間を定めた外出の自粛（生活に必要な場合を除く）や基本的な感染対策の徹底。
- ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対する期間を定めた使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）。
- ・特措法第24条第9項に基づき、学校保育施設等以外の施設に対する職場も含めた感染対策の徹底
- ・特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断した施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底

<参考>

【使用制限等対象施設（特措法施行令第11条）】

- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・保育所、介護老人保健施設、その他同様の通所又は短期入所利用の福祉又は保健医療サービスの提供施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

■以下の施設は、1,000平方メートルを超えるものに限る。

ただし、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生状況や社会状況等を踏まえ、まん延防止のために厚生労働大臣が公示した場合は、使用制限対象施設となる。

- ・大学、専修学校（高等課程を除く）、各種学校等の教育施設

- ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場
- ・ 集会場、公会堂、展示場
- ・ 百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、その他衛生用品、燃料など生活に欠くことのできない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）
- ・ ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ・ 体育館、水泳場、ボーリング場等運動施設または遊技場
- ・ 博物館、美術館、図書館
- ・ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等の遊興施設
- ・ 理髪店、質屋、貸衣装屋等のサービス業を営む店舗
- ・ 自動車教習所、学習塾等の学習支援業を営む施設

（５）医療

- ・ 市は、県と連携して、医療に関する対策の情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。（健康増進課）

【医療に関する県の対策】

- 帰国者・接触者外来における診療体制の継続を要請する。
- 入院患者の受け入れ、サーベイランスの強化、院内感染対策の徹底を要請する。
- 国と連携し、必要と判断した場合に新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。なお、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。
- 帰国者・接触者相談センターの充実強化を図り、必要に応じ、相談者に対し帰国者・接触者外来の受診を周知する。
- 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。
- 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用等
 - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握する。
 - ・ 国と連携し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザ薬の予防投与を行うよう、医療機関に要請する。

- ・ 抗インフルエンザ薬の適正な流通を指導するとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。
- 医療機関・薬局又はその周辺において、混乱による不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行うよう茨城県警察を指導・調整する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

①事業者等への対応

- ・ 市は、事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始について、県の要請に協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課）

②遺体の火葬・安置

- ・ 市は、県等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境課・健康増進課）

③市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県等が要請することに協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

4. 県内発生早期

<p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内（市内）において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・ 県内においては未発生であるが、千葉県東総地域で患者が発生しており、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。
<p>●目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内（市内）での感染拡大をできる限り抑える。 ・ 患者に適切な医療を提供する。 ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークをできるだけ遅らせるため、引き続き感染対策を徹底する。 ・ 国が茨城領域に緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染対策等をとる。 ・ 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、国内外の情報をできるだけ集約し、市民等への積極的な情報提供を行う。 ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。 ・ 県内感染期への移行に備え、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等の感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・ 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整い次第できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

①実施体制

- ・ 市は、県対策本部からの県内発生早期に入ったとの公表を受け、又は市内において新型インフルエンザ等患者が発生したことを受け、関係各課等による会議の開催、又は必要に応じて市対策本部の設置をし、国の基本的対処方針や県の対策を踏まえ、必要な対策を実施する。（市対策本部・健康増進課）

②緊急事態宣言の措置

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（健康増進課）

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・市は、引き続き、国・県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②サーベイランス

- ・市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状の患者による集団発生状況（学級及び学校閉鎖、休校等）の把握を強化し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するとともに、必要な対策を実施する。
（健康増進課・こども課・学務課・保育所・幼稚園・学校等）

(3) 情報提供・共有

①情報提供

- ・市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、決定プロセス、理由、実施主体とともに、市民に対し、詳細に分かりやすくできる限り速やかに情報提供を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、次の内容について周知する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

【周知内容】

- 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
 - 個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等）
- ・市は、県と連携して、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

- ・市は、相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を集約し、市民や関係機関がどんな情報を必要としているか把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②情報共有

- ・市は、関係機関と連携し、インターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策方針及び状況について関係各課と共有する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

③相談窓口の継続

- ・市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定等を踏まえ、適切な情報提供を行う。ただし、状況をみながら、強化体制を緩和する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

（４）予防・まん延防止

①県内（市内）での感染拡大防止策の準備

- ・市は、県等と連携し、業界団体等を経由し、又は直接、市民、事業所、福祉施設等、学校・保育施設等、公共交通機関等に対し、次の要請を行う。（健康福祉部・商工観光課・企業港湾振興課・教育委員会・その他施設を所管する課等）

【要請内容】

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策の徹底
- 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨
- 職場における感染対策の徹底
- 学校設置者に対し、国の基本的対処方針等に基づく学校・保育施設等の臨時休業等の措置
- 基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策の強化

- 医療機関に対し、濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の原則見合せ。（同居者への予防投与の継続の有無は国が決定する。）
- 患者の濃厚接触者への措置（外出自粛、健康観察等）の中止。

②予防接種（住民接種）

- ・ 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を国・県と連携し、保健センターや学校等公共施設等を接種会場として確保し、原則として市民を対象とした集団接種により実施する。（健康増進課）

●緊急事態宣言がされている場合

- ・ 市は、患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、上記対策に加え、県が次の要請を行う場合について、協力依頼があったときは、協力する。（健康増進課・施設の所管課等）

【県の要請内容】

- 特措法第45条第1項に基づき、区域及び期間を定めた外出の自粛（生活に必要な場合を除く）や基本的な感染対策の徹底。
 - 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育施設等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。38ページ参照。）に対する期間を定めた使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）。
 - 特措法第24条第9項に基づき、学校保育施設等以外の施設に対する職場も含めた感染対策の徹底
 - 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断した施設の使用制限または基本的な感染予防策の徹底
- ・ 市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針等の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（健康増進課）

(5) 医療

- ・市は、県と連携して、医療に関する対策の情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。(健康増進課)

【医療に関する県の対策】

- 帰国者・接触者外来における診療体制の継続を要請する。
ただし、患者が増加してきた段階では、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。
- 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。
- 新型インフルエンザ等診断された者に対し、病原性が低いことが判明した場合を除き、感染症指定医療機関等入院治療協力医療機関に移送及び入院措置を行う。
- 国と連携し、必要と判断した場合に新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。なお、患者数が増加した段階では、PCR検査等は重症者等に限定して行う。
- 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。
- 抗インフルエンザウイルス薬等の使用・流通等
 - ・医療機関の協力を得て、必要に応じて、新型インフルエンザ等患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザ薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合は、入院治療協力医療機関に移送する。
 - ・県内感染期に備え、抗インフルエンザ薬の適切な使用を要請するとともに、抗インフルエンザ薬、インフルエンザウイルス抗原検出キット、消毒薬等の適正な流通についても指導する。
- 医療機関・薬局又はその周辺において、混乱による不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行うよう茨城県警察を指導・調整する。

● 緊急事態宣言がされている場合

- ※ 緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組み等が行われる。参考までに、記載しておく。

- ・医療機関、医薬品・医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医療品・医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（医療機関・指定（地方）公共機関）

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

①事業者等への対応

- ・市は、事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の開始について、県の要請に協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課）

②遺体の火葬・安置

- ・市は、県等の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境課）

③市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県等が要請することに協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

●緊急事態宣言がされている場合

- ※ 市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組み等を行う。

①水の安定供給

- ・水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道課）

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市は、市民に対し、まん延した段階において、相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（市民協働課・行政改革推進課・健康増進課）

③生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、市民生活及び市民経済の安定のために、国・県に協力して、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。さらに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

5. 県内感染期

<p>● 状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内（市内）において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
<p>● 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制を維持する。 ・ 健康被害を最小限に抑える。 ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>● 対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 ・ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・ 流行のピーク時の入院患者数や重症者数をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減する。 ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、健康被害を最小限にとどめる。 ・ 欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・ 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（1）実施体制

①実施体制

- ・ 市は、県対策本部からの県内感染期に入ったとの公表を受け、関係各課等による会議の開催、又は必要に応じて市対策本部の設置をし、国の基本的対処方針や県の対策を踏まえ、必要な対策を実施する。（市対策本部・健康増進課）

②緊急事態宣言の措置

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（健康増進課）

(2) サーベイランス・情報収集

①情報収集

- ・市は、引き続き、国・県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の発生状況、その対応等に関する国内外の情報を収集する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②サーベイランス

- ・市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者状況（学級及び学校閉鎖、休校等）を把握し、インフルエンザの感染動向を注視しつつ、必要な対策を行う。
（健康増進課・こども課・学務課・保育所・幼稚園・学校等）

(3) 情報提供・共有

①情報提供

- ・市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、決定プロセス、理由、実施主体とともに、市民に対し、詳細に分かりやすくできる限り速やかに情報提供を行う。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、次の内容について周知する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

【周知内容】

- 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- 個人レベルでの感染対策（マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける・時差出勤の実施等）
- 感染疑い、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

- ・市は、県と連携して、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を集約し、市民や関係機関がどんな情報を必要としているか把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②情報共有

- ・市は、関係機関と連携し、インターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策方針及び状況について関係各課と共有する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

③相談窓口の継続

- ・市は、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を継続し、状況の変化に応じた国のQ & Aの改定等を踏まえ、適切な情報提供を行う。ただし、県からの強化体制の緩和要請があった場合は、状況に応じ、強化体制の緩和を図る。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

（４）予防・まん延防止

①県内（市内）での感染拡大防止策の準備

- ・市は、県等と連携し、業界団体等を経由し、または、直接、市民、事業所、福祉施設等、学校・保育施設等、公共交通機関等に対し、次の要請を行う。（健康福祉部・商工観光課・企業港湾振興課・教育委員会・その他施設を所管する課等）

【要請内容】

- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策の徹底
- 当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨
- 基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策の強化

- 職場における感染対策の徹底
- 学校設置者に対し、国の基本的対処方針等に基づく学校・保育施設等の臨時休業等の措置¹⁹

②予防接種（住民接種）

- ・ 市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を、関係者の協力を得て接種を開始する。なお、接種の実施に当たっては、国・県と連携して、保健センター、学校など公共施設の活用や医療機関への委託等により、接種会場を確保し、原則として、市民を対象として集団接種を行う。（健康増進課）

●緊急事態宣言がされている場合

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じる。

- 市は、住民に対する予防接種について、基本的対処方針等の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。（健康増進課）
- 市は、県が次の要請を行う場合において、協力依頼があったときは、協力する。（健康増進課・施設の所管課等）

【県の要請内容】

- ・ 区域及び期間を定めた外出の自粛（生活に必要な場合を除く）や基本的な感染対策の徹底。（特措法第45条第1項）
- ・ 学校、保育施設等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。38ページ参照。）に対する期間を定めた使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）。
- ・ 学校保育施設等以外の施設に対する職場も含めた感染対策の徹底（特措法第24条第9項）
- ・ 特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断した施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底

¹⁹ 感染が拡大するにつれて、感染拡大防止の効果は低下することから、県において、状況に応じて、対策を緩和することも考えられる。

(5) 医療

・在宅で療養する患者への支援

市は、国、県と連携し、関係団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等からの要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（地域包括支援課・長寿介護課・障がい福祉課・こども課・社会福祉課・国保年金課・健康増進課）

・地域医療体制の整備

市は、引き続き、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。なお、県からの要請に応じ、その取り組み等に協力する。（健康増進課）

【医療機関の取り組み】

- 一般の医療機関は、原則として新型インフルエンザ等患者の診療を行う。

【県の取り組み】

- 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター、患者の入院措置を中止する。
- 入院治療は、重症患者を対象とし、それ以外の患者に対し、在宅での療養を要請する。
- 必要に応じ、ピーク時に対応する病床の確保、診療時間の延長、外来診療の拡充、小児患者の受け入れ体制の強化、休日夜間体制の拡充等を依頼する。
- 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、診療が継続されるように調整する。
- 国等から新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報を収集し、医療機関等及び医療従事者に迅速に提供する。
- 県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、不足している地域がある場合には、県備蓄分を放出し、さらに不足している場合は、国に対し備蓄分の放出を要請する。
- 医療機関・薬局またはその周辺において、混乱による不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動等を行うよう茨城県警察を指導・調整する。

●緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組み等が行われる。参考までに、記載しておく。

【医療機関等の対策】

- 医療機関、医薬品・医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医療品・医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（医療機関・指定（地方）公共機関）

【県の対策】

- 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等発症し外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが在宅療養が困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療を提供するため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。
- 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行のピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により、順次閉鎖する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

①事業者等への対応

- ・市は、県が実施する、事業者に対する従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策の実施要請に協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課）

②市民・事業者への呼びかけ

- ・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県等が要請することに協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

●緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組み等を行う。

①水の安定供給

- ・水道事業者である市は、市行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(水道課)

②サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・市は、市民に対し、まん延した段階において、相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(市民協働課・行政改革推進課・健康増進課)

③生活関連物資等の価格の安定等

- ・市は、市民生活及び市民経済の安定のために、国・県に協力して、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め、売惜しみが生じないように、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。さらに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(商工観光課・関係団体)

④要援護者への生活支援

- ・市は、国・県の要請により、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、医療機関への搬送、死亡時の対応等を行う。(長寿介護課・地域包括支援課・障がい福祉課・こども課・健康増進課)

⑤埋葬・火葬の特例等

- ・市は、県の要請により、可能な限り火葬炉を稼動する。なお、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置できる施設等を直ちに確保する。(環境課)

6. 小康期

<p>● 状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
<p>● 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<p>● 対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医療品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 対策本部の廃止

- ・ 市は、緊急事態解除宣言²⁰がなされたときは、市対策本部を廃止する。なお、必要に応じて市対策本部を設置した場合も廃止する。（市対策本部）

② 対策本部廃止後の体制

- ・ 市は、対策本部の廃止後、関係各課による会議を継続し、流行の第二波に備える。（健康増進課）

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・ 市は、引き続き、国・県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の発生状況、その対応等に関する国内外の情報を収集する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

²⁰ 小康期に限らず、国が緊急事態措置を実施が不要と認めるときは、緊急事態解除宣言が行われる。

②サーベイランス

- ・市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者状況（学級及び学校閉鎖、休校等）の把握し、再流行を早期に探知する。
（健康増進課・こども課・学務課・保育所・幼稚園・学校等）

（３）情報提供・共有

①情報提供

- ・市は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）
- ・市は、相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を集約し、市民や関係機関がどんな情報を必要としているか把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

②情報共有

- ・市は、関係機関と連携し、インターネットやメール等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策方針及び状況について関係各課と共有する。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

③相談窓口の縮小・中止

- ・市は、県からの要請があった場合は、相談窓口体制の縮小・中止し、通常の体制に戻す。（健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

（４）予防・まん延防止

①予防接種（住民接種）

- ・市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を、関係者の協力を得て接種を進める。なお、接種の実施に当たっては、原則として、市民を対象として集団接種を行う。（健康増進課）

●緊急事態宣言がされている場合

市は、住民に対する予防接種については、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を進める。（健康増進課）

（5）医療

・医療体制

市は、県と連携し、地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。（健康増進課）

【県の対応】

- ・ 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
- ・ 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。
- ・ 国内外の新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療方針について、医療機関に周知する。
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、インフルエンザウイルス抗原検出キットの流通確認を行う。

●緊急事態宣言がされている場合

市は、国及び県の動向を注視し、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を、適宜、縮小・中止する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

①市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県等が要請することに協力する。（商工観光課・企業港湾振興課・健康増進課・市民協働課・行政改革推進課）

●**緊急事態宣言がされている場合**

緊急事態宣言がされている場合には、上記対策に加え、必要に応じ、次の取り組み等を行う。また、参考までに、県の取り組みについて、記載しておく。

①**新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

- ・市は、国・県等と連携し、国内（県内）の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（健康増進課）

【県の取り組み】

- ・事業者に対し、県内の流行状況を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。
- ・指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、
B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分 3：民間の登録事業者と同様の職務

区分 1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分 1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分 1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分 1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 2	
救急	区分 1	消防庁
消火、救助等	区分 2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療	区分 1 区分 2	防衛省
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送		
その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務		
自衛隊の指揮監督		

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、関係省庁)
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う62鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。(内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁)

(1)-2 国際間の連携

- ① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所(WHOインフルエンザコラボレーティングセンター等)及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)

【情報収集源】

- ・ 国際機関 (WHO、OIE、国連食糧農業機関 (FAO) 等)
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)

(3) 情報提供・共有

- (3)-1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省)
- (3)-2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

- ① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染防止策

(4)-2-1 水際対策

- ① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。
- ② 検疫所は、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについては、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)

(4)-2-2 疫学調査、感染防止策

- ① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施を要請する。(厚生労働省)
- ③ 国は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行い、又は都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁)
- ④ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、外出自粛や出国自粛を要請する。(厚生労働省)
- ⑤ 国は、国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

- ① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。(関係省庁)
 - (ア) 都道府県との連携を密にし、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を支援する。(農林水産省)
 - (イ) 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
 - (ウ) 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁)

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)

- ② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ③ 国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

国は、都道府県等に対し、以下について要請する。

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知するよう要請する。
- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の予防策について医療機関等に周知する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めたときに発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校・社会福祉施設・興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を、緊急事態宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成21年（2009年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23年（2011年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」）が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス、又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCR が実施されている。